

第1回県新型コロナウイルス感染症に係る支援会議

日時：令和2年3月6日(金)

15時30分～16時30分

場所：県庁舎5階 庁議室

会 次 第

1 開 会

2 本部長あいさつ

3 議 題

(1) 新型コロナウイルス感染症の現状等

(2) 経済団体の対応状況

(3) 意見交換

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大防止について
- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大に対応した企業等の経営安定化，経済活性化に向けた施策について

(4) その他

4 閉 会

新型コロナウイルス感染症の現状等

1 国内発生状況（感染者数）

※ 3/5AM時点報道等

都道府県名	人数	都道府県名	人数	都道府県名	人数	都道府県名	人数	都道府県名	人数
北海道	82	埼玉県	4	岐阜県	2	鳥取県		佐賀県	
青森県		千葉県	16	静岡県	1	島根県		長崎県	
岩手県		東京都	44	愛知県	41	岡山県		熊本県	5
宮城県	1	神奈川県	32	三重県	1	広島県		大分県	1
秋田県		新潟県	5	滋賀県	1	山口県	1	宮崎県	1
山形県		富山県		京都府	5	徳島県	1	鹿児島県	
福島県		石川県	6	大阪府	17	香川県		沖縄県	3
茨城県		福井県		兵庫県	3	愛媛県	2		
栃木県	1	山梨県		奈良県	1	高知県	7		
群馬県		長野県	2	和歌山県	13	福岡県	3		

29都道府県合計

302

2 国の対応状況等

項目	対応状況等
対策の基本方針	・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（2/25決定）
感染拡大防止	・ イベント開催2週間自粛要請（2/26） ・ 学校の臨時休業等要請（2/27）
事業主、労働者支援	・ 新たな助成金制度創設（小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援） ・ 雇用調整助成金の特例対象の拡大
緊急対応策第2弾	・ 第1弾(2/13)[総額153億円(うち予備費103億円)] ・ R元年度予備費(2,700億円超)を活用 ・ 3/10頃取りまとめ
立法措置	・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法(H24)の改正 ・ 予定スケジュール(3/10閣議決定, 3/13成立)

新型コロナウイルス感染症に係る県対応状況

1 相談体制の拡充

- 「帰国者・接触者相談センター」
 - ・電話での相談を通じ、感染の疑いのある方を診療体制等の整った医療機関に確実につなぐための調整を行う。(2/12開設)
- ※県内各保健所等全24か所【県(13), 鹿児島市(11)】
- ※2/12～2/28の相談件数：829件

2 医療体制の整備

- 「帰国者・接触者外来」
 - ・「帰国者・接触者相談センター」からの紹介を通じて診察を行う。(2/12～順次拡大)
- ※3/6現在, 27医療機関(全二次医療圏に1か所以上確保)
- ※医療機関名は非公表
- 「感染症指定医療機関」
 - ・感染者の入院治療を行う。
- ※医療機関数：13, 感染症病床数：45

3 検査体制の整備

- 県環境保健センターにおいて検査体制を整備(2/7)
- ※3/5までに87件の検査を実施済(全て陰性)

4 県民への情報提供

- 県ホームページに特設ページを立上げ(1/17), 新聞, テレビ等も活用
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る知事メッセージを発信(3/5)

5 新型コロナウイルス感染症に係る関係会議

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る対策会議
 - 第1回(1/31), 第2回(2/17), 第3回(2/25)
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る庁内会議
 - 第1回(2/28)

6 その他

- 医療機関, 社会福祉施設等に対し, 感染防止対策の徹底を通知

令和 2 年 3 月 6 日
(商工労働水産部取りまとめ)

新型コロナウイルス感染拡大に係る中小企業等への主な支援策実施状況

1 相談窓口・対応

- ・ 企業や商工会等から聴き取りを行い、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う県内企業等への影響を把握するとともに、県の相談窓口で融資相談等に対応。

2 金融機関等への支援要請

- ・ 2月7日、県内16の金融機関に対し、売上が減少している中小企業等から資金繰りの相談があった場合、新規融資等に配慮するよう、県内中小企業の金融・経営支援を要請。

3 セーフティネット4号保証

- ・ 2月21日に、本県から国に対して、借入債務の100%を保証するセーフティネット4号保証の発動を要請。国は2月28日に発動を決定。県は、同日、金融機関や市町村等に対し、中小企業等への周知と円滑な手続きを依頼。

4 国の衛生環境激変対策特別貸付、雇用調整助成金の特例措置の周知

- ・ 制度概要は別紙のとおり。



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者対策を講じます(セーフティネット保証4号の指定)

2020年2月28日

▶ 中小企業・地域経済産業

経済産業省は、先般発生した新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者への資金繰り支援措置として、セーフティネット保証4号を発動することを決定しました。この措置により、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者について、一般保証と別枠の保証が利用可能となります。

先般全国47都道府県から、新型コロナウイルス感染症によって多数の中小企業・小規模事業者が事業活動に影響を受けている、または受けるおそれが生じたとして、セーフティネット保証4号^{*}の指定の要請がありました。

^{*}売上高等が減少している中小企業・小規模事業者の資金繰り支援措置として、信用保証協会が一般保証とは別枠で融資額の100%を保証する制度です(参考資料)。

これを踏まえ、経済産業省は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している中小企業者・小規模事業者の資金繰り支援措置として、以下の地域を対象にセーフティネット保証4号を発動することとしました。


【指定地域】47都道府県

3月2日に官報にて地域の指定を告示する予定ですが、本日から、信用保証協会においてセーフティネット保証4号の事前相談を開始します。

関連資料

- ・ (参考資料)セーフティネット保証4号の概要(PDF形式:361KB) 

関連リンク

- ・ [新型コロナウイルスに関連した感染症対策情報](#) 

担当

中小企業庁 事業環境部 金融課長 貴田
担当者:高橋、小野

電話:03-3501-1511(内線5271~5)
03-3501-2876(直通)
03-3501-6861(FAX)

セーフティネット保証4号の概要

(参考資料)

1. 制度概要

○自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、災害救助法が適用された場合及び都道府県から要請があり国として指定する必要があると認める場合に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度。

(参考；信用保険法第2条第5項第4号)

災害その他の突発的な事由であつて、その発生に起因して相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られている認められるものとして経済産業大臣が指定するものに起因して、その地域内に事業所を有する中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる地域として経済産業大臣が指定する地域内に事業所を有する中小企業者であり、かつ、当該中小企業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

2. 対象中小企業者

(イ) 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。

(ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

3. 内容（保証条件）

①対象資金：経営安定資金

②保証割合：100%保証

③保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円 →

【一般保証限度額】
2億8,000万円以内

+

【別枠保証限度額】
2億8,000万円以内

※セーフティネット保証5号とは併用可だが、同じ枠になる

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例対象を拡大します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

【特例措置の内容】

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用します。

① 休業等計画届の事後提出を可能とします。

通常、助成対象となる休業等を行うにあたり、事前に計画届の提出が必要ですが、**令和2年1月24日以降**に初回の休業等がある計画届については、**令和2年5月31日までに**提出すれば、休業等の前に提出されたものとします。

② 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮します。

最近1か月の販売量、売上高等の事業活動を示す指標(生産指標)が、前年同期に比べ10%以上減少していれば、生産指標の要件を満たします。

③ 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象とします。

通常、雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者の雇用量を示す雇用指標の最近3か月の平均値が、前年同期比で一定程度増加している場合は助成対象となりませんが、その要件を撤廃します。

④ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。

令和2年1月24日時点で事業所設置後1年未満の事業主については、生産指標を令和元年12月の指標と比較し、事業所設置から初回の計画届前月までの実績で確認します。(※12月分の生産指標は必要となります)

【新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「経済上の理由」とは】

以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

(経済上の理由例)

- ・取引先が新型肺炎の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小してしまった場合。
- ・国や自治体等からの市民活動の自粛要請の影響により、外出等が自粛され客数が減ったために事業活動が縮小してしまった場合。
- ・風評被害により観光客の予約のキャンセルが相次ぎ、これに伴い客数が減ったために事業活動が縮小してしまった場合。

【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細については最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。



助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※ 対象労働者1人1日当たり 8,330円が上限です。(令和2年3月1日現在)	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算（額）	1人1日当たり1,200円	
支給限度日数	1年間で100日（3年間で150日）	

◆受給手続き◆（下の表参照）

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに計画届を提出することが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症に伴う休業等の計画届を提出する場合、令和2年5月31日までに提出されたものについて、休業等の前に提出されたものとして取扱います。
- 事後提出する休業等については、1度にまとめて提出してください。
- 事後提出しない休業等については、初回の計画届を、雇用調整を開始する日の2週間前をめぐり、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい（最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。）。
- 事後提出しない休業等の場合の支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

※判定基礎期間とは、計画や支給申請の単位となる期間で、賃金締め切り期間と同じです。

【 特例対象期間のイメージ図 】

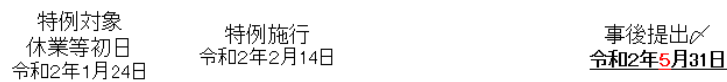
新型コロナウイルス感染症

- ①生産量要件緩和、事業所設置1年以上要件緩和、雇用量要件撤廃等（令和2年1月24日～6か月）



※休業対象期間の初日が令和2年1月24日以降6か月間は、生産量の減少の確認について最近1か月でよく、対前年比での雇用量の増加は考慮しません。

- ②計画届の事後提出（施行日以降～令和2年5月31日）



【補足】
計画届の事後提出以降は、休業等を行う場合、通常どおりの事前提出となりますが、計画届の要件審査においては、引き続き、生産量要件の緩和は令和2年7月23日まで適用されます。
がが休祝日の場合は、その前の開庁日までに提出してください。

※令和2年5月31日までは、令和2年1月24日以降を初日とする休業等について、計画届を事後提出できます。

◆その他の主な支給要件◆

- 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- 支給のための審査に協力すること。
 - ① 審査に必要な書類等を整備・保管していること
 - ② 審査に必要な書類等の提出を、管轄労働局等から求められた場合に応じること
 - ③ 管轄労働局等の実地調査を受け入れること 等
- 労使間の協定により休業等をおこなうこと。
- 休業手当の支払いが労働基準法第26条の規定に違反していないものであること。
- 判定基礎期間における対象労働者に係る休業等の実施日の延日数が、対象労働者に係る所定労働延日数の1/20（大企業の場合は1/15）以上となるものであること。
- 同一事業主に引き続き雇用保険被保険者として雇用された期間が6か月以上の者の休業等が支給対象。

詳細については最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。

支給の円滑化のため、書類等の整備や休業手当の算定方法の整理にご協力ください。

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

小学校等（※）の臨時休業により保護者が休職した場合等に、非正規雇用の方を含め、労働基準法の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた企業に対する助成制度を創設します！

※ 小学校等とは、小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等をいいます。



小学校等の臨時休業等により子どもの世話が必要となる労働者に有給の休暇を取得させましょう！

【特例の対象となる企業・特例措置の内容】

- **臨時休業した小学校等に通う子の保護者の方々に対して、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた企業**

*** 有給の休暇は、労働基準法に定める年次有給休暇とは別である必要があります。**

※ 就業規則の改定による新たな休暇制度の導入を必ずしも求めるものではありません。

- **令和2年2月27日から3月31日までに取得した有給休暇が対象です。**

助成内容

令和2年2月27日から3月31日において、**有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額**

* 1日1人当たり**8,330円**を助成の上限とします。

* 大企業、中小企業ともに同様です。

* 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれがある小学校等に通う子の保護者に対する有給の休暇に関しても、対象となります。

◎申請の受付はまだ開始していません。申請期間や手続が決まり次第、早急に周知します。

◎制度の詳しい支給要件や申請書類等についても、詳細が決まり次第、厚生労働省HPや都道府県労働局から周知します。

新型コロナ 休暇支援

検索



衛生環境激変対策特別貸付の概要

目的等

感染症又は食中毒の発生による衛生環境の激変に起因して、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障をきたしている生活衛生関係営業者の経営の安定を図るための特別の貸付制度。

制度の概要

- 1 貸付対象者：新型コロナウイルス感染症により影響を受けた飲食店営業者、喫茶店営業者及び旅館業を営む者
- 2 資金用途：経営を安定させるために必要な運転資金
- 3 貸付限度額：飲食店営業及び喫茶店営業は別枠1,000万円、旅館業は別枠3,000万円
- 4 貸付期間：7年以内
- 5 据置期間：2年以内
- 6 貸付利率：基準利率(ただし、振興計画に基づく事業を実施している者については、基準利率-0.9%)
※ 担保等の変動あり。(令和2年2月3日現在、基準利率1.91%)
- 7 取扱期間：令和2年2月21日から令和2年8月31日まで

【過去の衛生環境激変対策特別貸付の発動実績】

○BSE(牛海綿状脳症)関連
・実施期間：平成13年10月
～14年10月
・貸付実績：件数 1,714件
金額 10,719百万円

○SARS(重症急性呼吸器症候群)関連
・実施期間：平成15年6月～12月
・貸付実績：件数 26件
金額 193百万円

○鳥インフルエンザ関連
・実施期間：平成16年3月
～9月
・貸付実績：件数 140件
金額 822百万円

○新型インフルエンザ関連
実施期間：平成21年7月
～12月
貸付実績：件数 199件
金額 2,135百万円

○口蹄疫関連
実施期間：平成22年8月
～23年2月
貸付実績：件数 19件
金額 88百万円

(※)衛生環境激変対策特別貸付は、日常的に実施される貸付制度ではなく、感染症等の発生による衛生環境の激変に伴い、生活衛生関係営業者の経営に対する影響がある場合に、厚生労働省及び財務省の指示を受けて発動される。